

第31回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和4年12月26日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第31回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8		9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。</p> <p>欠席委員は8番 柏瀬委員であります。</p> <p>推進委員の出席は18名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号までについて</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p>
----	---

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの
判断について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達して
おりますので、これより第31回足利市農業委員会を開催いたします。

【午前9時41分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

3番 石橋委員、12番 河内委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長
専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、
総括表に基づきましてご報告いたします。

農地法第4条の届出は、件数が3件、筆数が4筆、面積が1,472㎡です。

農地法第5条の届出は、件数が19件、筆数が24筆、面積が8,262.
84㎡です。

合計いたしまして、件数が22件、筆数が28筆、面積が9,734.84
㎡です。

詳細につきましては、第4条の届出を2ページに、第5条の届出を3ページ
から7ページまでに掲載しております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と
いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の8ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたし

ます。

1 2月の申請件数は5件でした。

1番、申請地は福居町地内の田、942㎡ほか5筆、計2,057.91㎡です。

譲受理由は経営規模拡大のためで、譲渡理由は高齢であり耕作規模を縮小したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

調査書は議案書45ページにあります。各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

2番、申請地は島田町地内の田、819㎡ほか2筆、計1,808㎡です。

譲受理由は経営規模拡大のためで、譲渡理由は、遠方に居住しており耕作できないため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

調査書は議案書46ページにあります。各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

3番、申請地は久保田町地内の畑、1,203㎡です。

譲受理由は現在も利用権で耕作しており便利なためで、譲渡理由は、高齢であり離農したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

調査書は議案書47ページにあります。各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

4番、申請地は菅田町地内の田、20㎡ほか1筆、計119㎡です。

譲受理由は自己所有地と隣接し耕作に便利なためで、譲渡理由は高齢で管理ができないため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の贈与です。

調査書は議案書48ページにあります。各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

5番、申請地は五十部町地内の畑、184㎡です。

譲受理由は自己所有地と隣接し耕作に便利なためで、譲渡理由は遠方に居住しており耕作できないため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の贈与です。

調査書は議案書49ページにあります。各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請5件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 本島委員

議長

7 番

7 番 本島です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の 4 5 ページをご覧ください。

調査年月日は令和 4 年 1 2 月 1 5 日、木曜日、午前 9 時から、調査班は三田委員を班長といたしまして、石橋委員、藤生委員、星野職務代理、私の 5 名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3 条許可申請に伴い、申請地 6 筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計 2 筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の耕作地に近接しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第 1 号 1 番はそのように決定いたしました。

続いて 2 番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

3 番 石橋委員

3 番

3 番 石橋です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の 4 6 ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は、1 番と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3 条許可申請に伴い、申請地 2 筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計 1 5 筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の法人事業所及び自宅に近接しており、営農する他の農地

の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。

ここで、次の議題について関連事案がありますので、星野職務代理と議長を交代いたします。

【午前9時54分 議長交代】

議長 続いて3番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、13番 長谷川委員の退席を求めます。

【午前9時55分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、3番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した長谷川委員の出席を求めます。

また、長谷川会長と議長を交代いたします。

【午前9時56分 出席・交代】

議長 続いて4番及び5番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、4番及び5番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の10ページをお開きください。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

12月の申請件数は1件で、分家住宅用地でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

1番、申請地は堀込町地内の田、104㎡ほか1筆、計104.97㎡です。施設の概要は分家住宅用地で、従前より住宅敷地として一体的に利用していた状況を是正するものです。申請理由は記載のとおりで、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、4条許可申請1件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。本件について、意見を求めます。

議長

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の11ページをお開きください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

12月の申請件数は9件で、一般住宅が4件、資材置場が1件、太陽光が4件でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

では、議案書51ページをお開きください。

1番、申請地は板倉町地内の畑、855㎡ほか1筆、計2,572㎡です。施設の概要は資材置場用地です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書58ページをお開きください。

2番、申請地は田島町地内の畑、525㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、隣接する雑種地1筆と一体的に利用し延床面積101.80㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書59ページをお開きください。

3番、申請地は大月町地内の田、555㎡ほか1筆、計682㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積110.81㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書60ページをお開きください。

4番、申請地は大月町地内の田、428㎡ほか1筆、計556㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積129.17㎡を設置するものです。なお、資料には3階建とありますが、正しくは2階建でございます。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書61ページをお開きください。

5番、申請地は大月町地内の田、427㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積112.62㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書62ページをお開きください。

6番、申請地は名草中町地内の田、736㎡ほか1筆、計1,381㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル180枚を444.60㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書63ページをお開きください。

7番、申請地は大沼田町地内の田、469㎡ほか5筆、計3,003㎡です。

施設の概要は営農型太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル504枚を1,244.88㎡に設置するものです。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書64ページをお開きください。

8番、申請地は寺岡町地内の畑、683㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル120枚を309.6㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書65ページをお開きください。

9番、申請地は板倉町地内の田、2,049㎡ほか4筆、計5875.61㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル864枚を2110.8㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買および地上権の設定、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請9件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4番

4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の51ページをご覧下さい。

調査年月日、調査班は、議案第1号と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人の仕事量の増加に伴い必要な資材が増加したことから、現在利用している資材置場が手狭になったことから、資材置場を増設するために譲り受けるものです。県道を挟んで向かい側に現在利用している資材置場があり、トラックの出入りや管理もしやすいことから本申請地を選定しました。

現在利用している資材置場は資材を高く積み上げた状態であることから、極力低い位置に資材を置き、積み降ろし作業を行うスペースとフォークリフトの通路を確保するためには、2,500㎡ほどの広さが必要とのことでした。

なお、申請地の向かい側にある駐車スペースは今後も利用していくそうです。

南側の農地が耕作中であることから、営農に支障がないように工事を行うことを求めたところ、安全対策として安全鋼板で周囲を囲い、雨水については浸透枿を設置し、敷地内処理をすることでした。

近隣住民への配慮として、資材の積み降ろしは騒音に留意し、午前8時から午後5時の間に行うそうです。学校が近接していることから児童の通行に十分注意するよう伝え、了解を得ました。

結論として、申請地は板倉町中央部の第2種農地であり、申請人の実情から

転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

議長 以上で、報告を終わります
ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

湯澤 推進員の湯澤です。
譲渡人の土地の隣で地番はわかりませんが、たしか埋蔵文化財の指定された土地となっていたと思うのですが、農地法と文化財法の関係は、どうなのでしょう。

議長 埋蔵文化財については、建物を建てない限り必要ありません。杭を打ったり掘ったりする場合は、試掘が必要だということは工業団地でもそうですが、基盤整備の時も調査はしますが、50センチしか掘らない場合には、その下にあっても試掘はしません。ただ、建物を建てる場合においては試掘することになっています。

今回、埋蔵文化財との関係は、関係がないということになりますので、ご理解ください。

入江推進員お願いします。

入江 30センチ内側にフェンスを建てるということなので、周囲の草刈りの管理をしっかりしていただきたいと思います。

主査 30センチ内側に建てるというのは自主的なものとなりますので、草刈りにつきましては業者に伝えたいと思います。

議長 そのほか皆さんからご意見ございませんか。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から9番までを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

4番 藤生委員。

4番 藤生です。

3番の案件ですが、水路が西側にあるのですが、以前の転用済地がありますが、これを許可する前は土留めをされない状態で許可が得られるのですか。というのは、現在、転用済地のところの土留めをしているのですが、どうせなら最初から土留めを指してもらったほうが良いと思ひまして。法律的な問題があるのかどうか確認したいのですが。

議長 水利組合の意見はどうなっていますか。

主査 水利組合からの河川占用の同意書はついております。用排水路の護岸、保全に努めることというのが条件になっております。

4番 先に擁壁を作っても構わないということによろしいですか。

議長 許可にならなければ作れないということですね。許可前の施工はダメということですよ。

4番
主査
議長 許可になって、売買が成立すればいいということですか。
手順を追って進めていただければよろしいかと思えます。
他はよろしいですか。
この場所は、これからも続きますかね。

4番 まだ続きますね。
水利組合の組合長も農地に関係してない方が務めているので、わからないままに同意してしまう状態ですね。

議長 そうならないように、水利組合のほうにも説明しておくことが重要だと思うので、よろしくをお願いします。
それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 2番から9番まではそのように決定いたしました。
続いて議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の13ページをお開きください。
議案第4号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。
本件は、農林水産省経営局長通知「農地法の運用について」に記載のとおり、農地の所有者からの求めにより、農地に該当するか否かの判断を行い、議決をいただくものです。
今回の対象地は大岩町にあります畑、面積は472㎡です。令和4年11月29日に、事務局が荒廃農地として把握しております。現況は周囲の山林と一体化した状況でありましたので、12月15日に、調査班による現地確認調査を行いました。
農地の状況につきましては、議案書の66ページをご覧ください。左側に位置図、右側に公図の写しを掲載しております。山林に囲まれた場所であることがご確認いただけたと思います。
議案の説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

9番 9番 三田委員。
9番 三田 です。
実情調査の結果を報告いたします。
調査年月日及び調査班は、3条許可申請と同じであります。
調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回非農地の判断を行うにあたり、現地調査を行いましたところ、対象地は集落に近い山の裾野にあり、杉の木が植林されていることを確認しました。周囲は山林となっている状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班は非農地として判断いたしました。以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。

続いて議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の14ページをお開きください。

議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

15ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定及び移転の総括表です。

貸借権設定について、件数が66件、面積が155,351㎡です。所有権移転については、件数が8件、面積が16,316.98㎡です。

詳細につきましては、貸借権設定を16ページから30ページまでに、所有権移転を31ページから33ページまでに掲載しております。

16ページをお開きください。貸借権設定の1番について、新規就農の案件ですのでご説明いたします。議案書の別冊をご覧ください。

12月15日に開催された運営委員会の資料でございます。1枚目の左側からご覧ください。申請人は松田町在住の個人で、申請地を借り受け、夫婦で玉ねぎ、レモンやミカン、ブルーベリーといった果樹の栽培を行うというものです。

申請地は葉鹿町及び板倉町にある田及び畑、計4筆、8,064㎡です。契約期間は5年間です。

別冊1枚目の右側から2枚目にかけて営農計画書、3枚目に位置図、4枚目に現地の写真、5枚目に利用権設定申出書を掲載しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

続きまして、貸借権設定2番について、新規就農に係る案件ですのでご説明いたします。議案書本体の16ページをご覧ください。本件の借受人につきましては、本年8月31日付けで認定新規就農者となっております。産業観光部

農政課から、各関係機関等への意見照会を行った結果、新規就農の認定をされているものでございますので、運営委員会による実情調査は行っておりません。

議案の説明は以上でございます。審議の後、承認をいただきましたら、12月28日付けで公告の手続きを行います。よろしく願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

15番 遠藤運営委員長。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。

新規就農について、運営委員会の実情調査の結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地の利用権設定の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと、実情調査を行いました。

調査年月日は、令和4年12月15日、木曜日、午後1時30分から、運営委員4名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

申請人は5年前より叔母の農地を借り受け、野菜の栽培を行ってきました。この度、玉ねぎと果樹栽培をするために規模の拡大を図り、本格的に農業に取り組みたいとのことでした。

現在、営農を行っている田んぼは湿田ではありますが、果樹を栽培できるように土壌改良を3回行ったとのことでした。

農産物の販路は、「道の駅みかも」と「とりせん」を予定しています。

果樹は40～50センチの根が張るために排水施設が必要なことと耕作放棄地化すると解消するのが大変なので、獣害等に気を付けしっかり成功して欲しいことを伝え、了解を得ました。

営農指導は、叔母と渋川の苗専門店の方から受ける予定で、水捌けについての課題はありますが本人の強い営農意欲と、家族の協力もあることから、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農および利用権設定を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

入江推進委員。

入江
推進委員

この田は埋め立てをするのでしょうか、しないのでしょうか。現在は田の状態ですが、畑として利用するということなので、かさ上げして使うのか伺ってますか。

議長

本人の意向によれば、果樹を植えるところはかさ上げをする予定で、市の埋め立て条例に基づいた土を入れる申請をして、農業委員会にも農地改良の届けをこれから提出することになっています。

入江

最初の畑で、ずいぶん高く残土をいれてしまったので、周囲に迷惑のかから

推進委員 ないように、高さ制限などの指導をお願いしたい。

主幹 農地改良につきましては事務局のほうで申請手続きを受けて工事完了までを見ることになっております。その中で、基準としましては、高さは、高くても道路から30cm以内までという取り決めになっておりますので、極端に道路から高い場合は認められないということになります。適切な手続きをすすめていただくように指導してまいります。

議長 隣の田より高くなりすぎているということですか。

入江 バイパスの方から入ると入り口の道路では高さがずいぶん違うので、バイパスのほうで30cmというくらい高くなってしまいますので、その辺を考えていただきたいと思います。

推進委員

事務局 近隣の農地を所有されている方、耕作されているかたとよく話をしてくださいというお願いを伝えるようなかたちで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局から伝えてもらって、地元と話し合いをしていただくということで伝えたいと思います。

そのほかございませんか。

【意見なし】

議長 それでは、今の件を付け加えて、計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第5号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、先に貸借権設定の3番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、4番 藤生委員の退席を求めます。

【午前10時40分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の3番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した藤生委員の出席を求めます。

【午前10時41分 出席】

議長 次の議題について関連事案がありますので、星野職務代理と議長を交代いたします。

【午前10時42分 議長交代】

議長 続いて先に貸借権設定の4番並びに所有権移転の1番及び2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、13番 長谷川

委員の退席を求めます。

【午前10時42分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の4番並びに所有権移転の1番及び2番はどのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した長谷川委員の出席を求めます。

また、長谷川会長と議長を交代いたします。

【午前10時43分 出席・交代】

議長 続いて、貸借権設定の2番及び5番から6番まで並びに所有権移転の3番から8番までを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の2番及び5番から6番まで、並びに所有権移転の3番から8番まではどのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて報告事項 農地所有適格法人の報告書について及び非農地証明願について、事務局の報告を求めます。

主幹 議案書34ページをお開きください。報告事項、農地所有適格法人の報告書について、ご説明いたします。

今日は、記載の5法人から報告書の提出がありました。15日に開催しました運営委員会において、農地所有適格法人の要件がすべて満たされていることを確認しております。

議案書の35ページをお開きください。

非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

申請地は板倉町にあります田、面積は204㎡です。願出の理由は、昭和43年、隣接する住宅及び工場を建築したときから一体的に宅地として利用している、というものです。非農地として20年以上経過しており、証明の要件を満たしております。受付日は令和4年11月28日、処理日は12月5日です。現地確認は森山委員と事務局で行っております。

以上、ご報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは、ご了承願います。

議長

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、11月28日に開催された常設審議委員会に

おいて、許可相当との答申を得、会長専決にて許可の決定と指令書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第31回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時46分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年1月25日

足利市農業委員会

3番委員

12番委員